

伺・起案書

決裁：平成 年 月 日		施行：平成 年 月 日			日医発第 号 (地Ⅲ)			
会 長	副会長	常 任 理 事				事 務 局 長	担 当 課 長	起 案 平成29年 月 日 地域医療第三課
						総 務 課 長	起案者	発送 (予定) 平成 年 月 日
指 示								
受信先 都道府県医師会						発信 日本医師会 会長 横倉 義武		
受信者 会長 殿								
件 名 公認心理師法施行に伴う関係通知の送付について								
(内 容) 標記の件につきまして、別紙文書にて都道府県医師会長宛にお送りしてよろしいか、 お伺いいたします。								

日医発第634号（地Ⅲ128）

平成29年9月28日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横倉 義武

公認心理師法施行に伴う関係通知の送付について

公認心理師法が平成29年9月15日に全面施行されたことに伴い、厚生労働省及び文部科学省より各都道府県知事及び各国公私立大学長に関係通知が発出され、本会に対して別添の情報提供がありました。

また、公認心理師となるために必要な科目のうち、実習科目は非常に重要な科目であるとしていることから、大学や大学院における実習科目での実習生の受入れについて、各都道府県知事宛通知がなされ、厚生労働省より本会に対して周知協力方依頼がありました。

当該実習科目を行う実習施設は、公認心理師法施行規則に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣により定められており、病院又は診療所や介護療養型医療施設等の医療関係施設が実習施設に含まれていることから、本会会員等に対して周知協力を求めています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会及び医療機関に対する周知協力方ご高配よろしくお願い申し上げます。